

令和 8 年丸森町告示第 71 号

丸森町初級（高等学校卒業程度）職員採用試験を、次のとおり行いますのでお知らせします。

令和 8 年 7 月 1 日

丸森町長 保 科 郷 雄

この試験は、丸森町において行政（事務）に従事する職員の採用試験です。

1 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

| 試験区分              | 職 種 | 採用予定人員 | 職 務 内 容                      |
|-------------------|-----|--------|------------------------------|
| 初 級<br>(高等学校卒業程度) | 行 政 | 若干名    | 一般行政事務全般に従事し、深夜勤務になることもあります。 |
| 初 級<br>(社会人経験者対象) | 行 政 | 若干名    | 一般行政事務全般に従事し、深夜勤務になることもあります。 |
| 初 級<br>(障害者対象)    | 行 政 | 1 名程度  | 一般行政事務全般に従事し、深夜勤務になることもあります。 |

2 受験資格

下記(1)の資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 資 格

| 試験区分              | 職 種 | 受 験 資 格                                                                                                                             |
|-------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初 級<br>(高等学校卒業程度) | 行 政 | 平成17年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業程度の能力を有すると認められる者                                                                                |
| 初 級<br>(社会人経験者対象) | 行 政 | 昭和51年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、直近7年間に通算4年以上の民間企業等での職務経験を有する者（※1～6参照）                                                                  |
| 初 級<br>(障害者対象)    | 行 政 | 昭和61年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者で、身体障害者手帳、養育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、介護者なしで一般事務職員として職務を遂行することが可能である者。また、活字印刷文による出題及び口述による人物試験に対応できる者。 |

※1 直近7年とは、令和元年7月1日から令和8年6月30日までの7年間です。

※2 職務経験とは、会社員、自営業者、アルバイト、パートタイマー、公務員等として、週28時間以上の勤務（就業規則で定められた勤務時間。残業時間を除く。）

を1年以上継続して勤務した経験が該当し、これらの職務経験期間が、直近7年で通算4年以上あることを要します。（1か月未満の日数は、30日を1か月として計算します。）

※3 複数の職務経験がある場合は通算することができますが、同一期間に複数箇所で勤務した場合は、通算できるのはいずれか一つの職務経験のみです。

※4 休業等（傷病休暇、育児休業等）のために従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その期間は職務経験には通算できません。（産前産後休業の期間は通算できます。）この場合、当該休業等により引き続く前後の勤務期間は職務経験に通算できます。

※5 同一の雇用者に実態として1年以上継続して雇用されながら、契約更新を繰り返す有期雇用契約などにより、更新に際し空白期間（1年につき7日間以内に限る。）が設けられた場合、空白期間の前後の従事した期間を合算した場合にその期間が1年以上あれば、その期間を職務経験に通算することができます。

※6 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、前歴証明書等を提出していただきます。

## (2) 欠格事項

ア 日本の国籍を有しない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 本町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又これに加入した者

## 3 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験（「市町村職員採用統一試験」として宮城県町村会へ委託して実施します。）

ア 初級行政（高等学校卒業程度）

| 試 験             | 方 法                                                                |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------|
| 教養試験<br>(2時間)   | 時事、社会、人文、自然に関する知識分野及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する知能分野について択一式による筆記試験を行います。 |
| 性格特性検査<br>(20分) | 公務員に求められる必要な性格特性について検査を行います。                                       |

イ 初級行政（社会人経験者・障害者対象）

| 試 験             | 方 法                                                                                |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 職務能力試験<br>(60分) | 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な知識について択一式による筆記試験を行います。 |

|                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| 職務適応性検査<br>(20 分) | 公務部門の職務への適応性について検査を行います。 |
|-------------------|--------------------------|

(2) 第 2 次試験

| 試 験            | 方 法                                  |
|----------------|--------------------------------------|
| 作文試験<br>(60 分) | 文章による表現力、内容構成等の能力について作文による筆記試験を行います。 |
| 人物試験           | 個別面接により主として人物について試験を行います。            |
| 資格調査           | 受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等について調査します。  |

4 試験日及び場所

| 区 分 | 第 1 次試験                | 第 2 次試験              |
|-----|------------------------|----------------------|
| 日 時 | 令和 8 年 9 月 20 日（日）     | 令和 8 年 10 月下旬～11 月中旬 |
| 場 所 | T K P 仙台青葉通カンファレンスセンター | 第 1 次試験合格者に通知します。    |

※ T K P 仙台青葉通カンファレンスセンター

：仙台市青葉区一番町 2 丁目 4－1 青葉通パークビルディング 7 階

5 合格者の発表

- (1) 第 1 次試験合格者の発表は、令和 8 年 10 月中旬に丸森町役場掲示場に掲示するほか、合格者に通知します。
- (2) 最終合格者の発表は、令和 8 年 11 月下旬に第 1 次試験合格者の発表と同じ方法で行います。

6 合格から採用までの手続等

最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、最終合格者全員が採用されるとは限りませんので注意してください。

7 採用予定年月日

採用予定年月日は、令和 9 年 4 月 1 日以降です。

8 給 与

初任給は、原則として 2 0 0， 3 0 0 円（18 歳基準令和 8 年 4 月 1 日現在）です。

このほか、給与条例等の定めに従い、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当等の各種手当がそれぞれの支給要件により支給されます。

## 9 受験手続及び受付期間

### (1) 受験申込書の請求

受験申込書は、丸森町総務課人事班で交付します。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用統一試験受験申込書請求」と朱書し、宛先を明記した 140 円分の切手を貼った返信用封筒（A 4 版の紙が入る大きさのもの）を必ず同封してください。（「普通郵便」で返送します。）

また、電子メールで請求する場合は、件名に「職員採用統一試験受験申込書請求」と記入し、①職種、②氏名、③住所、④連絡先の電話番号についてご連絡ください。

### (2) 受験申込先

丸森町総務課人事班 あて

〒981-2192 宮城県伊具郡丸森町字鳥屋 120 番地

電話番号 0224-72-3022 内線 203・204

電子メール jinji@town.marumori.miyagi.jp

### (3) 受付期間

令和 8 年 7 月 1 日(水)～8 月 3 日(月)

申込受付は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

郵送の場合は、8 月 3 日(月)までに上記の受験申込先に届いたものに限り受け付けますので、「特定記録郵便」等の確実な方法でお願いします。

### (4) 提出書類等

ア 受験申込書 1 部（所定の受験申込書を使用すること）

受験申込書には申込前 3 か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、縦 4 cm×横 3 cmの写真 2 枚を所定箇所に必ず貼付してください。（写真のない場合は受付できません。）

イ 受験料 不要

ウ 郵便申込の場合は、宛先を明記し 320 円分の切手を貼った長形 3 号の返信用封筒を同封して下さい。（「特定記録郵便」で受験票を返送します。）

## 10 そ の 他

(1) 申込みを受理された受験申込者には受験票を交付します。

(2) 第 1 次試験当日は受験票を忘れずに持参してください。

(3) この試験についてのお問い合わせは、丸森町総務課人事班にお願いします。

（電話番号：0224-72-3022 内線 203・204）

(4) 災害等により試験開始時刻を変更する場合又は中止する場合には、町ホームページでお知らせします。